

第 22 回技術小委員会議事概要

日 時:平成 25 年 2 月 21 日(木)15:00~18:00

場 所:一般社団法人海外環境協力センター会議室

出席委員:橋本委員長、明日香委員、田上委員、仲尾委員、花岡委員、龍原専門家

－ 議 題 －

- (1)第 21 回技術小委員会議事概要に関する報告
- (2)本制度における各委員会の実施状況に関する報告
- (3)新規方法論(案)に関する審議
- (4)既存方法論・ガイドラインの修正に関する審議
- (5)その他

－ 議 事 概 要 －

(1)第 21 回技術小委員会議事概要に関する報告

第 20 回技術小委員会の議事概要について、資料 1 に沿って事務局より報告がなされた。

(2)本制度における各委員会の実施状況に関する報告

第 21 回技術小委員会(平成 24 年 8 月 30 日開催)以降に開催された、オフセット・クレジット制度認証委員会(計 6 回)、及びオフセット・クレジット制度運営委員会(1 回)における議事概要及び審議内容について、資料に沿って事務局より報告がなされた。また、方法論リストについて資料に沿って報告がなされた。

(3)新規方法論(案)に関する審議

第 20 回技術小委員会において新規方法論として提案された「水田へのわらすき込みから堆肥施用への転換による水田からのメタン排出削減」について、第 21 回技術小委員会においていただいた意見に対する対応案について説明がなされた。

審議の結果、以下の意見がだされ、内容を改めることとなった。

審議結果:

新たに追加された適格性基準条件 4 について、「我が国の温室効果ガスインベントリで採用されている値」と「都道府県・自治体等で設定されている施肥基準」のどちらを用いてもよいことになっているが、事業者にとってより有利な上限値・下限値をそれぞれ選択することがないように、上限値・下限値は同じ基準に基づいた値を用いるよう、表現を修正すること。

(4)既存方法論・ガイドラインの修正に関する審議

6 件(修正内容が重複する方法論を除く)の既存方法論及びモニタリング方法ガイドラインの修正案について、資料 4 に沿って説明・審議がなされた。詳細は以下のとおり。

修正議案 1. E001 化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替(他、震災特例が認められた方法論。E002、E005)

修正案内容:

震災特例を採用したプロジェクトにおいて、適格性基準条件で求める経済性評価(プロジェクトの採算性がない、又は他の選択肢と比べて採算性が低いこと)に関し、復興支援を目的とする補助金等を受給されており当該証明が困難なケースが想定されるため、経済性評価について何らか緩和措置を設けたほうがよいのではとの意見があった。付属書 A にて「復興支援を目的とする補助金額等は経済性評価の対象外としてもよい」旨を追加する。

審議結果:

原案承認

修正議案 2. E014 アイロン装置・乾燥機等の更新

修正案内容:

方法論改訂時に、蒸発倍数(熱源設備における単位燃料量当たりの蒸気発生量)を用いた算定方式を検討するに当たり、技術的に根拠ある定義として、JIS B 8222:1993 陸用ボイラー-熱勘定方式(ボイラー能力の指標として用いられる。正式には換算蒸発倍数)を用いていた。左記の JIS においては、以下の補正を行うこととなっており、方法論においてもそちらを参照していたが、本補正は様々な仕様のボイラー性能を比較するために「100℃給水から 100℃蒸気を作るために必要な熱量」にそろえる目的を持つものであり、本方法論上においては不要であった。

$$\frac{\text{PJ で蒸気が持つ熱量} - \text{PJ で給水が持つ熱量}}{100^{\circ}\text{C の蒸気が持つ熱量} - 100^{\circ}\text{C の給水が持つ熱量 (2,257)}}$$

また、上記 JIS に記載される「蒸発倍数」の定義とは異なり、蒸気発生量÷燃料消費量を「蒸発倍数」と称する例が見受けられたため、用語を改め「単位燃料当たりの蒸気発生量」というパラメータ名称とする。さらに、アイロン装置等が更新されれば、給水温度が変化することも想定されるため、以下のとおり補正方法を定め、当該補正を行うことを要件として定めることとする。

$$\frac{\text{PJ で蒸気が持つ熱量} - \text{PJ で給水が持つ熱量}}{\text{BL の蒸気が持つ熱量} - \text{BL の給水が持つ熱量}}$$

審議結果:

原案承認

修正議案 3. E015 小水力発電による系統電力の代替

修正案内容:

適格性基準条件 3「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー電気特別措置法」。）の対象となる小水力発電設備については、再生可能エネルギー電気特別措置法に基づく認定発電設備であること」の表現が不明確との意見があり、対象となる小水力発電設備の説明を追記することとする。

審議結果:

原案承認

修正議案 4. E020 古紙廃プラ固形燃料(RPF)の製造・利用

修正案内容:

パラメータ「主原料(廃プラスチック、古紙)が原料中の 50%以上であることの証明」に関し、パラメータの説明が明確になるよう「原料量中に占める主原料の割合」との表現に修正する。

審議結果:

原案承認

修正議案 5. L001 低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からの N2O 排出抑制

修正案内容:

方法論 L001 の適格性基準条件 5 の表現、及び算定式を構成するパラメータの測定頻度について問題点が提示され、それぞれ以下の修正対応を行う。

- ① 適格性基準条件 5 に、プロジェクトの実施前後で飼養頭数に変更がないことが、要件の例示として示されているが、実際は肥育豚の死亡等による飼養頭数の変動があることが想定される。そのため、通常の畜産経営の範囲内と考えられる増減(出荷や死亡等)は影響として考慮しなくてもよい旨を追記する。一方で適格性基準条件 6 の「飼料の給餌量の上限值」を満たすかどうかについては、出荷や死亡等を考慮したうえで評価したほうが正確であるため、当該増減を平均飼養頭数の算定に含める旨を「肥育豚の平均飼養頭数」の測定頻度の箇所で説明する。

- ② 排出削減量の算定式では、パラメータ $\Delta MA_{n,PJ}$: 肥育豚 1 頭、1 日当たりの排泄物に含まれる窒素含有量の低減量 (tN/頭/日) に、パラメータ $N_{n,PJ}$: 肥育豚の平均飼養頭数と、 $D_{n,PJ}$: 肥育豚を飼養した期間 (日数) を乗じることとなっている。パラメータ $N_{n,PJ}$: 肥育豚の平均飼養頭数の測定頻度が「原則毎月測定し、月平均×12ヶ月で年間平均飼養頭数を算定する」となっており、当該記載では年間の累積飼養頭数となり、排出削減量が過剰に算出されることになるため、下線部分を削除する。

審議結果:

- ① 適格性基準条件 5 では、増減を考慮しなくてもよい、となっている一方で、「肥育豚の平均飼養頭数」の測定頻度の箇所では、増減を算定に含めることとなっている。表現を再検討すること。
- ② 原案承認

修正議案 6. R001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)、R002 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)

修正案内容:

昨年 10 月の J-VER 運営委員会にて審議された「オフセット・クレジット(J-VER)制度における森林経営計画移行に係る措置の考え方(案)」の結果を踏まえ、森林方法論(R001、R002)に記載されていた「2011 年度森林法改正に伴う移行措置」に本措置の内容を追加するとともに、内容が多面的にわたることに鑑み、移行措置全文を別途文書として扱うこととする。

審議結果:

原案承認。但し、別途文書(参考資料 1)については、専門家の意見を踏まえ修正する。

修正議案 7. モニタリング方法ガイドライン(排出削減プロジェクト用)、妥当性確認・検証ガイドライン

修正案内容:

- ① 「プロジェクト事業者は、プロジェクト対象となる電源設備が小規模電源であることを証明しなければならない」や「J-VER 認証委員会で審査を行う」等の記載があるが、モニタリング方法ガイドラインのその他要求事項ではそのような表現はないため、平仄を合わせたほうがよいのではとの意見があった。

「事業者が～であることを証明しなければならない」との要求は、方法論の適格性基準において証明される内容であり、かつ「J-VER 認証委員会で審査を行う」との記載につい

ては、申請内容については審査を行うということが前提としてあることから、当該文言を削除する。

- ② モニタリング方法ガイドライン I-12 の「図 I-4 プロジェクトの計画からモニタリング報告書提出までの流れ」では、方法論に示された算定・モニタリング方法が適用できない場合に、方法論の一部変更を J-VER 運営委員会に依頼することになっている。

また、妥当性確認・検証ガイドラインでは、妥当性確認とは「実施規則、ポジティブリスト、適格性基準、方法論、モニタリング方法ガイドライン等に準拠していること」を確認すること、とされている(1.3 J-VER 制度における妥当性確認・検証)。

一方でプロジェクト計画書、及びモニタリング計画書等の様式では、モニタリング方法ガイドラインに記載されていない算定方法等も提案できることになっているおり、矛盾が生じている状況である。

方法論に記載された算定方法以外は採用を認めないとするか、認める場合、どのような手続により認められるか整理をした上で、認める場合を採用し、モニタリング方法ガイドライン及び妥当性確認・検証ガイドラインにて、方法論と異なる算定方法についても妥当性確認機関による合理的保証が得られれば用いることができるように、文言を追加する。

審議結果:

- ① 原案承認
- ② 原案非承認。方法論と異なる算定方法を用いた場合の、レベル感に応じた措置が必要。また妥当性確認機関の力量レベルにも差があるため、一概に認めてよいどうかの判断はできない。

修正議案 8. モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)

修正案内容:

- ① 現行のモニタリング方法ガイドラインにおいて、不確かさ評価をクレジット期間全体(5年分)まとめて評価することになっているが、森林管理プロジェクトにおいてはクレジット期間の最終年度において活動量(対象面積)が最大となるため、最終年度における評価を行うことで全体を網羅することができ、そのように表現を改める。
- ② 地位特定のためには、まず、モニタリングプロットを設定するための小班を特定する必要がある。あるプロジェクトにおいて、森林簿上の地位が異なるモニタリング対象地をグルーピングしており、モニタリングプロットが森林簿上での地位の高いエリアに設置されている事例がみられたため、モニタリングプロットの設置に関するより詳細な要求事項を記載する。

審議結果：

- ① 原案承認
- ② 原案非承認。上記事例は、例外的なものであり、モニタリング方法ガイドラインに記載すべき内容ではない。

(5)その他

これまでの各委員会の開催実績と今後の委員会開催予定について、資料に沿って事務局より説明が行われた。

以 上